

昭和六十三年 度 陵墓関係調査概要

陵墓調査室

古代の高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の営繕土木工事を実施するにあたり、当調査室は例年のように各陵墓監区の協力を得て、施工区域の遺構遺物の有無確認のためと、工法決定に資するために事前調査や立会調査を行った。調査箇所は左記の通りである。番号は事前立会の通し番号である。

〔事前調査〕

一、身狭桃花鳥坂上陵（奈良県橿原市鳥屋町）、整備工事箇所の調査。

担当 土生田純之、福尾正彦、松岡和男、中村修也、村島三彦、松谷良寛（畝傍監区、一二・一月実施）

〔立会調査〕

二、百舌鳥耳原中陵（大阪府堺市大仙町）、百舌鳥部事務所便所浄化槽
改修工事箇所の調査。

担当 中野順治、大平斉（古市監区、四月実施）

三、月輪陵（京都市東山区今熊野泉山町 泉涌寺内）、築地塀控柱改修
工事箇所の調査。

担当 北野聖史、巽俊夫（月輪監区、六月実施）
四、畝傍山東北陵附属地（奈良県橿原市大久保町）下水排水路整備工事
箇所の調査。

担当 大井康雄、富永浩（畝傍監区、七～八月実施）

五、桃山陵墓監区事務所（京都市伏見区桃山町古城山）電源供給架空線
改修工事箇所、及び桃山陵墓地内上水道管理設替工事箇所の調査。

担当 山本忠浩、西村英樹（桃山監区、七～十月実施）

六、北山陵（京都市北区衣笠西尊上院町）、鳥居改修その他工事箇所の
調査。

担当 藤井良章、遠池良逸（月輪監区、八～九月実施）

七、紙屋川上陵（京都市北区衣笠北高橋町）、鳥居改修その他工事箇所
の調査。

担当 藤井良章、川下幸誠（月輪監区、八～九月実施）

八、畝傍山西南御陰井上陵（奈良県橿原市吉田町）、鳥居改修工事箇所
の調査。

担当 中村直嗣、富永浩（畝傍監区、八～九月実施）

九、畝傍陵墓監区事務所（奈良県橿原市大久保町）、浴室ほか改修工事、及び畝傍山東北陵斎館西側排水管理設替工事箇所等の調査。

担当 中村直嗣、富永浩（畝傍監区、九～十二月実施）

一〇、塔尾陵（奈良県吉野郡吉野町大字吉野山字塔ノ尾 如意輪寺内）、

防災整備工事（二箇年計画 第一年度）

担当 中村直嗣、久保俊郎（畝傍監区、十～三月実施）

二、深草北陵（京都市伏見区深草坊町）、給水管理設替工事箇所等の調査。

担当 森本芳博（桃山監区、十一～十二月実施）

三、山辺道勾岡上陵（奈良県天理市柳本町）、二号堀樋門改修工事箇所等の調査。

担当 北田和夫、西村寛治（畝傍監区、十一～十二月実施）

三、畝傍山東北陵（奈良県橿原市大久保町）、御休所整備工事箇所等の調査。

担当 大井康雄、富永浩（畝傍監区、十一～三月実施）

四、北白河陵（京都市左京区北白川追分町）、角パイプ柵移設工事箇所等の調査。

担当 曾田誠二（月輪監区、一月実施）

一五、畝傍山東北陵附属地（奈良県橿原市）水路改修工事箇所等の調査。

担当 大井康雄、富永浩（畝傍監区、九～二月実施）

一六、山辺道上陵（奈良県天理市渋谷町）、鳥居改修工事箇所等の調査。

担当 北田和夫（畝傍監区、一～三月実施）

一七、春日率川坂上陵（奈良市油坂町）、透塀控柱改修工事箇所等の調査。

担当 松岡和男（畝傍監区、一～三月実施）

一八、恵我長野北陵（大阪府藤井寺市国府一丁目）、鳥居改修工事箇所等の調査。

担当 浅野良文、柴原博一（古市監区、二月実施）

一九、桃山陵墓地内（京都市伏見区桃山町古城山）道路敷アスファルト舗装改修工事箇所等の調査。

担当 山本忠浩、西村英樹（桃山監区、二～四月実施）

二〇、古市高屋丘陵（大阪府羽曳野市古市五丁目）、鳥居改修工事箇所等の調査。

担当 富賀武、木村成嘉（古市監区、三月実施）

まず事前調査であるが、宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵の外堤内法裾が、堀水によって浸蝕され崩落しているのを復旧するに先立って、遺構遺物の確認及び工法を決めるために行った。調査は当調査室員と畝傍陵墓監区の調査担当職員が行った。結果については担当者による後掲の記述の通りである。また期間中に大阪文化財センター理事長坪井清足氏、建設省土木研究所砂防部長土井功氏、奈良教育大学教授梅田甲子郎氏に現地検分を願い、考古学、土工学、地質学の各分野から工法の指導を受けた。また前回、昭和四十五年に行われた本陵墳丘部裾、外堤内法裾のやはり浸蝕復旧護岸工事に先立つ事前調査の結果も併せて掲載した。

立会調査は当調査室の指導のもとに、所管監区調査担当職員が行い、それぞれ遺構遺物の有無確認をした。本年度の立会調査は改修工事箇所が多く、二、三、五〇九、二、三、二四〇の掘削は既設箇所範囲内であって、そこを嚴重に調査したが、掘削内にはいずれも前回布設のもののみが確認され、埋戻し土中にも二六を除き遺物は認められなかった。

一六の景行天皇陵鳥居改修では基礎部前回埋戻し土中から、土師器片一、土師質土器片一、陶器片一が採取された（後掲参照）。

その他の箇所は次の通りである。

四は神武天皇陵附属地の県道沿東側で、橿原市が行った工事を立会ったもので、長さ九〇メートル、幅六五センチ、深さ五〇センチを掘削したが、ほとんど腐葉土、埋土であった。

一〇は吉野如意輪寺内にある後醍醐天皇陵の南西部斜面地の崩落防止工事の立会いであるが、ここは岩盤層で、ところによってそれが風化している箇所で、人工的なものは何も認められなかった。

三は神武天皇陵御休所東側に浄化槽を埋設するための工事に伴うもので、約二・四メートル×一・四メートル、深さ約二メートルを掘削した。ここは旧庁舎の跡地で、掘削内は基礎コンクリート片などがあり、その下は茶褐色粘土層で、遺構遺物はなかった。

このほか、昭和天皇崩御により八王子市武蔵陵墓地内に武蔵野陵が營建されることになり、平成元年一月に当調査室が各陵墓監区調査担当職員の応援を得て緊急調査を行った。引き続きの工事に立会っている

が、結果はいずれ本紀要に報告する予定である。

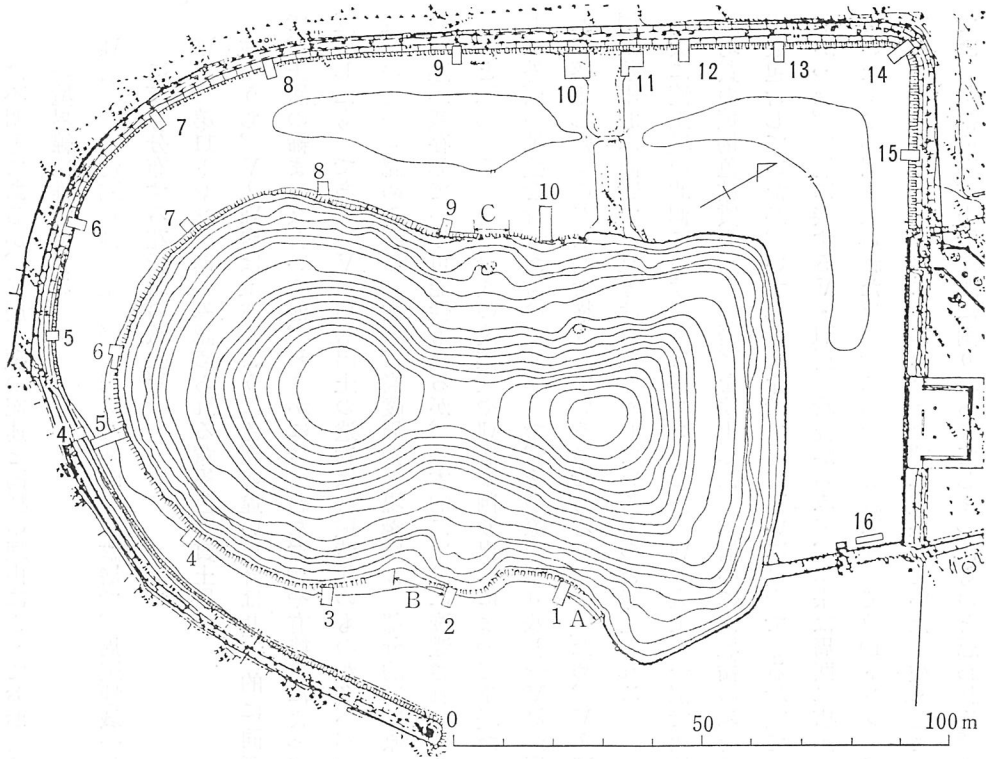
また本年度は京都市相国寺内にある伏見宮墓地にある貞常親王以下七十五基の石塔銘文調査を行った。
(飯倉晴武)

身狭桃花鳥坂上陵整備工事箇所の調査

宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵の外堤内法は、護岸用のソイルセメントで覆われている。これは昭和四十六年度に施工したものであるが、意外と波浪に弱く、浸食が著しくなっていた。このため、当部では平成二年度に石積みに改修する計画を立てた。また、これにあわせて渡土堤改修、榎門改修などの工事も予定している。そこでその事前調査を昭和六十三年十二月十六日から二十七日までと、翌平成元年一月二十三日から二十日までの計十六日間にわたって実施した。この間、一月二十五日には考古学・地質学及び土木工学の専門家の現地検分を願い、各々の立場からの指導・助言を賜った。

調査は西側外堤内法裾に一〇箇所（第4～9・12～15トレンチ）と同裾下に二箇所（第10・11トレンチ）の他、渡土堤西側裾下一箇所（第16トレンチ）のトレンチを設定して進めた（第1図）。トレンチ番号が第4トレンチから始まっているが、これは昭和五十一年度に西側外堤上に設けて調査した三本のトレンチと通し番号にしたものである。

なおトレンチの規模は、外堤内法裾のものが幅二メートル、長さ三～



第1図 身狭桃花鳥坂上陵調査箇所的位置 (1/1500) ゴシックは昭和63年度調査のトレンチ番号。他は昭和45年度調査箇所を示す。

五メートルである。法裾下では第10トレンチが五×五メートル、第11トレンチは三×五メートルのトレンチの南西隅を幅一・五メートル、長さ二メートルにわたって拡張した。また、第16トレンチは幅一・五メートル、長さ六メートルである。

基本的層序は比較的単純で、全トレンチに共通するものが多い。

I層 外堤上の表土。

II層 濠内堆積のうち、ソイルセメント布設以後の新しく堆積した分。

III層 昭和四十六年施工のソイルセメント層。外堤法面を均等の厚さで覆っているが、下底部では断面V字状により厚く置いて補強している。

IV層 ソイルセメント布設以前に打ち込んだ護岸用杭設置時の攪乱層。

V層 褐色系の粘質土からなる。現外堤を形成する築堤土層。昭和五十一年度の調査によれば、外堤中心部は粘土刃金様に築かれており、これを被覆する土層に相当するものと思われる。なお濠側のVI層及び下方のVII層との境界は不明瞭である。このうちVII層との差異は、本層が若干の有機質を含んでいるのに対して、VII層の方は均質で硬く締まっております。遺物を含まないことなどが挙げられる。

VI層 現濠底に堆積する土層で、青灰色粘質砂層。VII層との境界

は不明瞭であるが、V層の項の記述と同様の理由によっておおよその境界線は推定できる。

VII層 青灰色粘質砂（土）層。当陵築造時の基盤層で、周辺地域一帯に広く分布する花崗岩の風化層。

VIII層 第11トレンチにのみ認められる黄褐色粘質土層。

右のうち、VとVII層は上述のように色調の違い以外は基本的に同質で、土層の縮まり具合の他、わずかに含まれた遺物や有機質によって区別したものである。V・VI層出土の遺物は古墳時代のものが多いが、近世のものも認められる。従って当陵周濠の現濠底は、部分的には原初の状態が残存している可能性もあるが、基本的には既に浚渫されているものと思われる。また濠底の浚渫土やVII層の削り出しによって築堤ないしは外面の補強を行ったもの（V層）で、その際の削り残しやV層が崩れて落下したものがVI層を構成しているであろう。このため、VとVII層は基本的に同質で、見分けを難しくしているものと考えられる。

次に渡土堤の北側に設けた第11トレンチでは、VII層直上の一部で比較的均質の黄褐色粘質土層（VIII層）を検出した。本層中には埴輪のみを若干数包含していたが、いずれも破片であって互いに接合できる状態ではなかった。本層に接するV・VI層の状況からみて、本来は周囲に広がっていたものが削り取られた残部であろう。これに対して第10トレンチでは、黄褐色粘質土がV層の中にブロック状に点在していた。従ってここでは、黄褐色粘質土層は既に削り取られてしまったものと思われる。こ

の黄褐色粘質土層は埴輪片のみを包含しており、当陵築造後の比較的早い時期に堆積したものと思われる。以上のように、本層は明瞭に他層と区別できるものである。

次に各トレンチの概況を記しておこう。

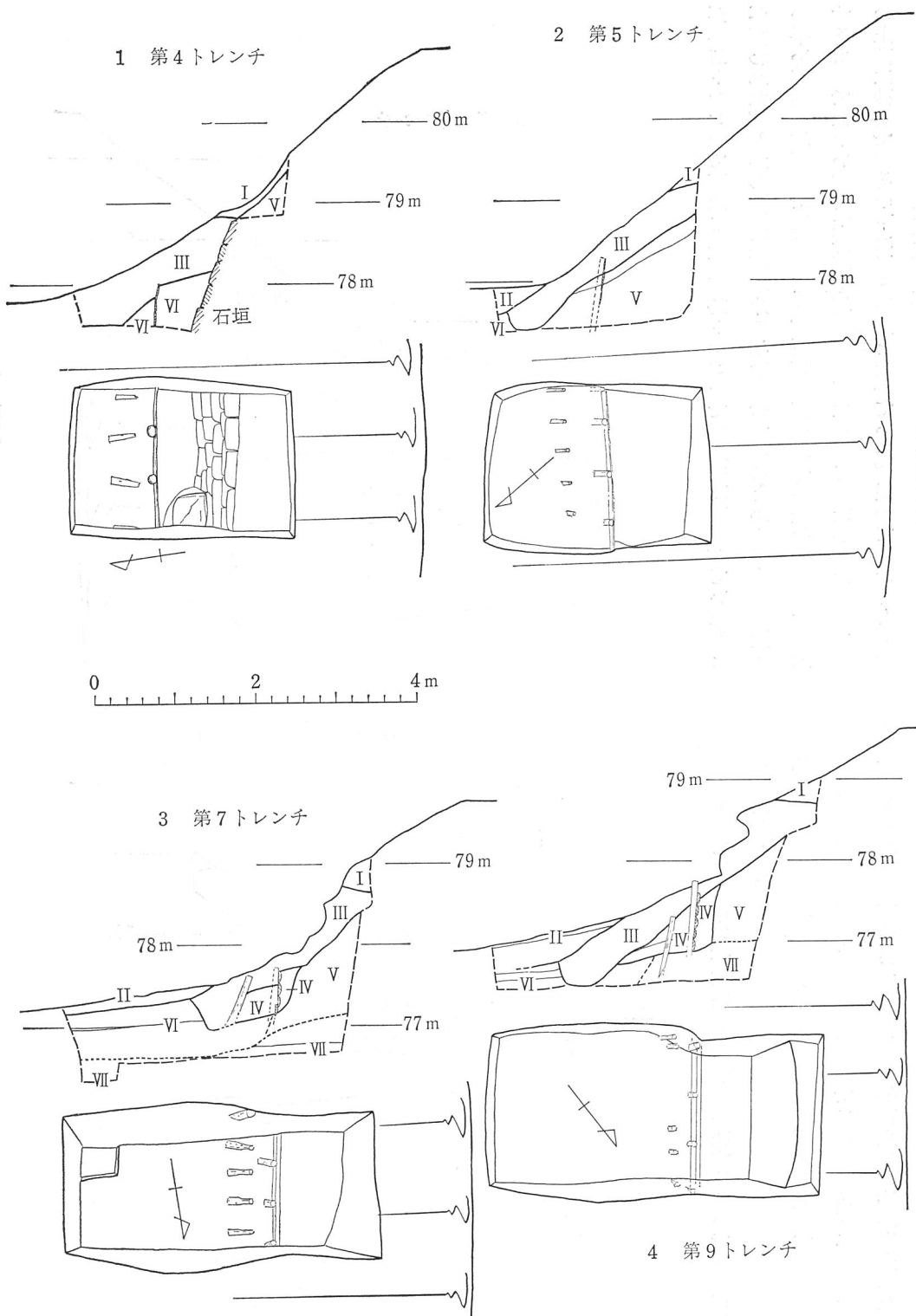
第4トレンチ（第2図1） 後背部に設定した。この区域は当陵の基盤となっている尾根の基部にあたる。周辺は当陵の中で濠幅が最も狭く、外堤との比高差も最大である。表土下には石垣が設けられていたが、ソイルセメントによって覆われていた。この石垣は部分的なもので、西隣りの第5トレンチではみられない。本トレンチの外堤には民家が建っていることから、この保護のために設けたものであろうか。

第5・6トレンチ（第2図2・第3図5） 後背部に設けたトレンチ。外堤法裾の崩壊防止用杭に伴う攪乱は、明瞭には見い出せなかった。第6トレンチの最下部で、VII層を一部確認できた。

第7と9トレンチ（第2図3、4・第3図6） 後円部西側面に対応する位置に設けた。第7・9トレンチの最下部ではVII層を検出したが、既述のように上層との境は明瞭ではない。

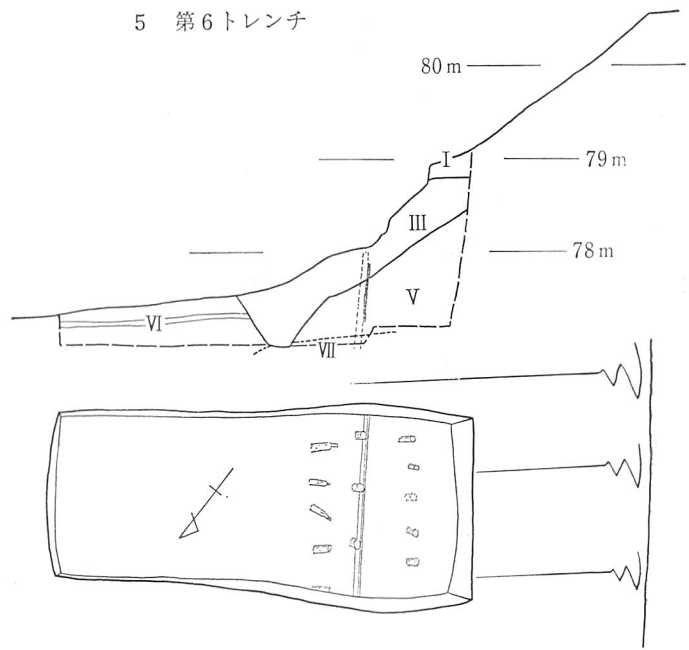
第10・11トレンチ（第4図7・8） 当陵には前方部西側面と外堤を結ぶ渡土堤状の高まりがある。この高まりは平常は水没しているが、水位が下がると明瞭に姿を現わす。

両トレンチは、この高まりが本来の渡土堤か否かを確認するために設定したものである。その結果、上述のように他には見られなかったVIII層



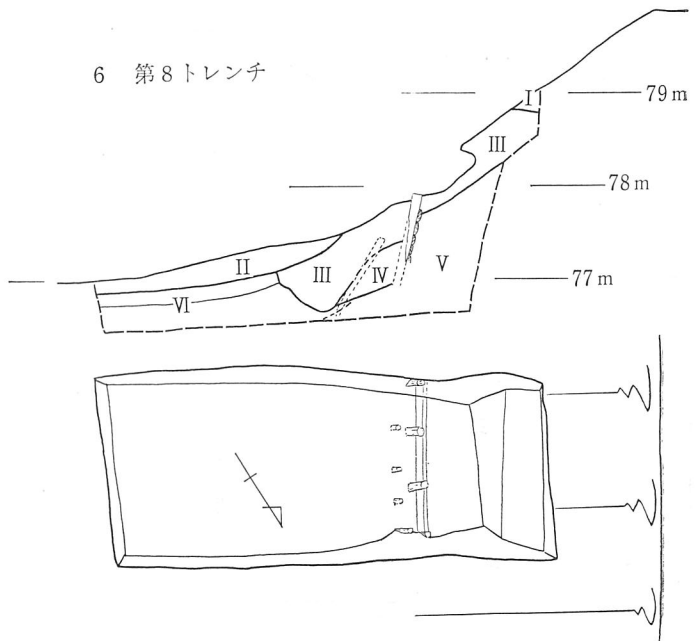
第2図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(1) (1/80)

が第11トレンチで確認され、第10トレンチでも過去に存在していたことが窺われた。しかしⅧ層は埴輪片のみを包含することから、当陵築造後の早い時期の堆積層ではあっても、原初の渡土堤や外堤そのものを構成するものではない。また葺石や埴輪列などは検出されなかった。高まりの上部は砂層で、その下はⅤ・Ⅵ層となっている。従って少なくとも今

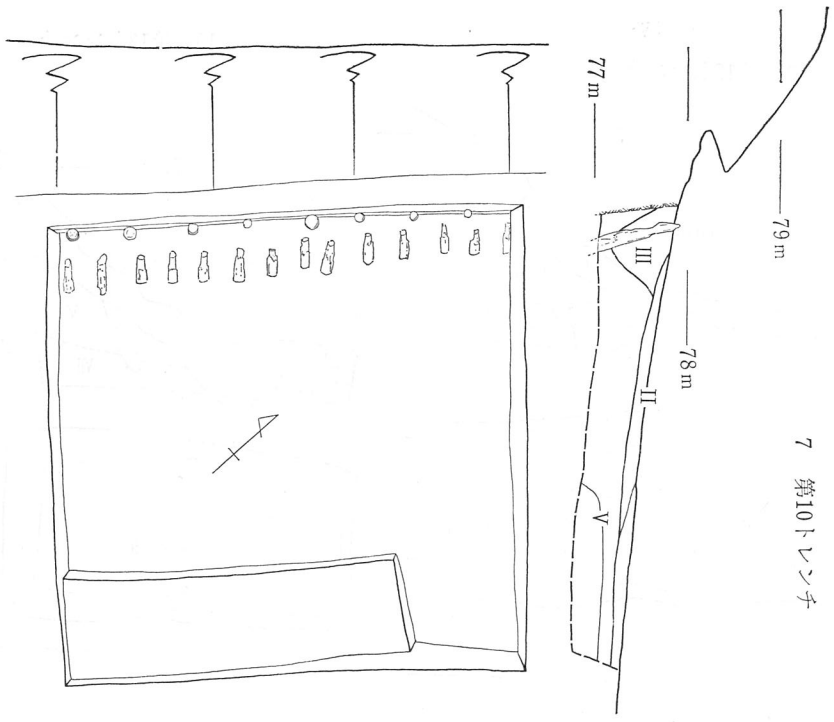


0 2 4 m

回の掘削範囲では、渡土堤が築造当初から存在するものである可能性は認められなかった。
 第12～15トレンチ（第5図9～12）前方部側外堤西北隅部周辺に設けた。堆積の状況は各トレンチに共通である。隅角部に設けた第14トレンチのⅤ層から、大半を埴輪が占める約百点の遺物が出土したが、こ

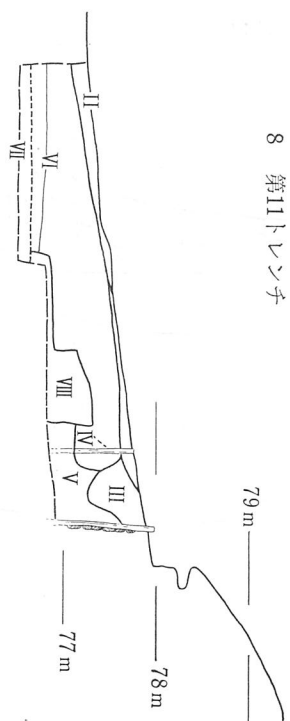


第3図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(2) (1/80)

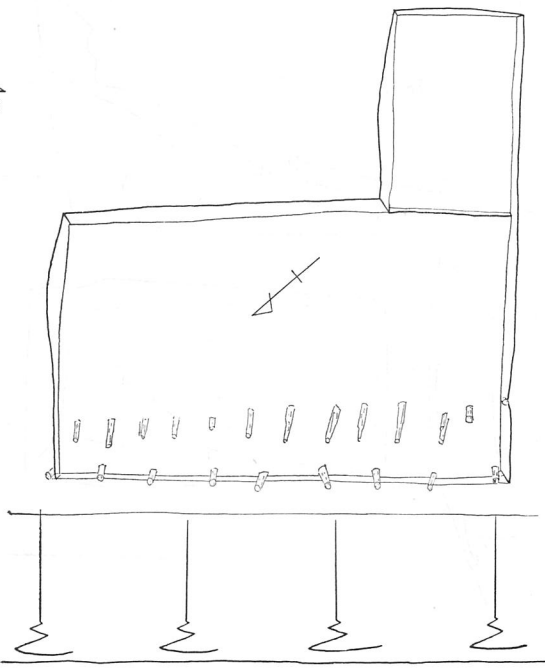


7 第10トレンチ

0 2 4 m



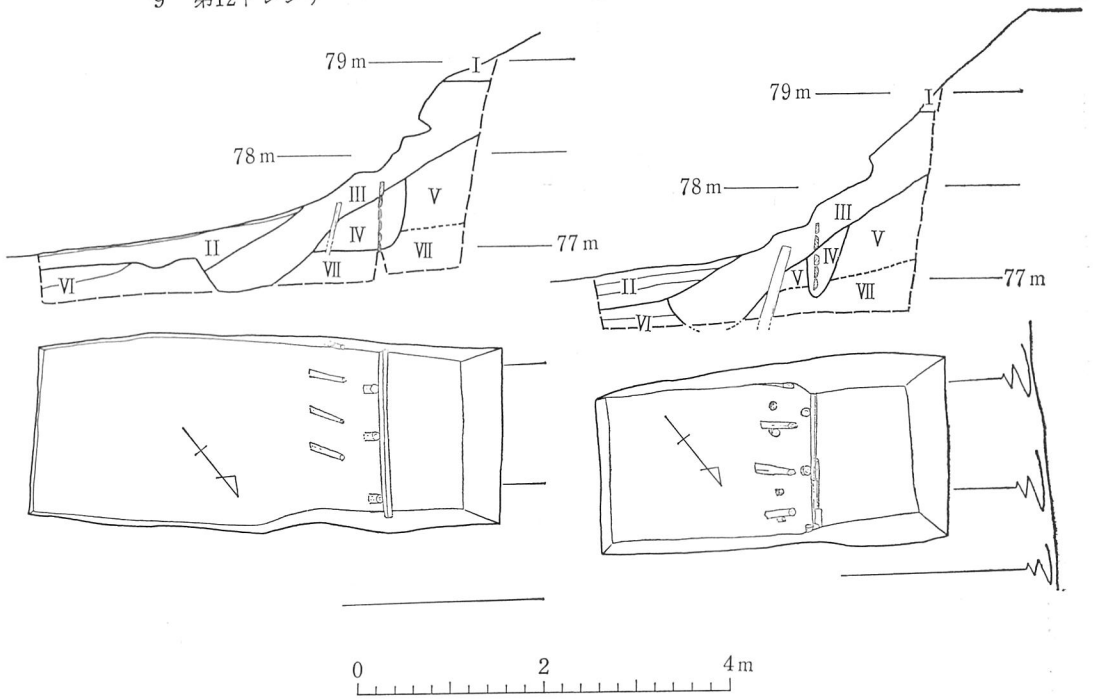
8 第11トレンチ



第4図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(8) (1/80)

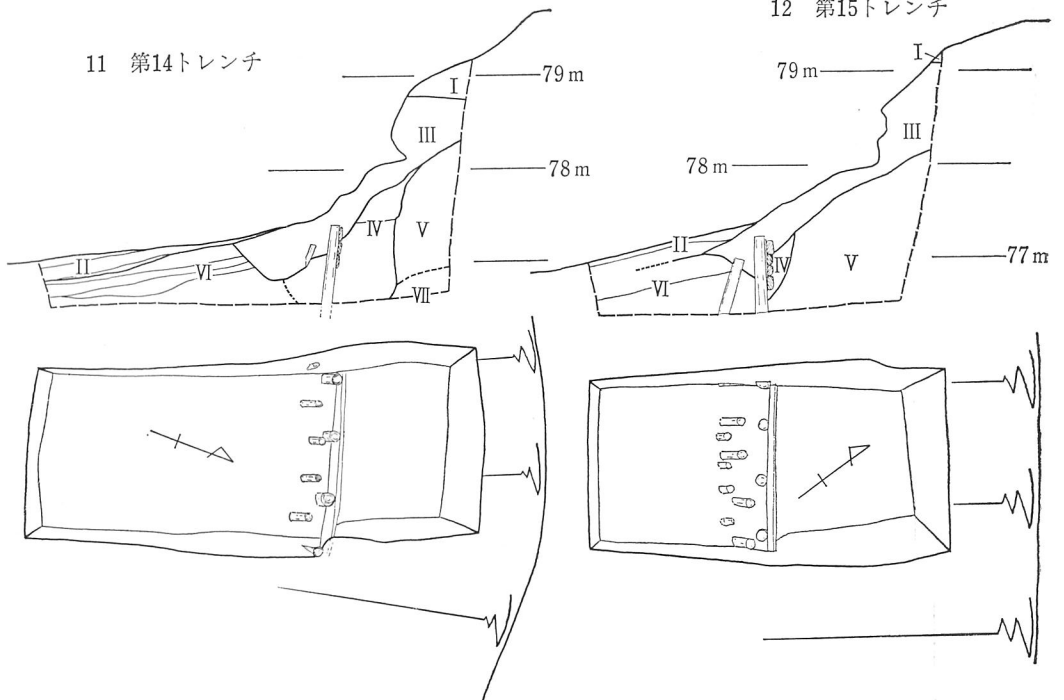
9 第12トレンチ

10 第13トレンチ



11 第14トレンチ

12 第15トレンチ



第5図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(4) (1/80)

これは今回の調査範囲では最も出土量が多い地点である。

第16トレンチ 渡土堤西側裾下に設定した。○・七〇・八メートル下まで掘削したが、近年の堆積土ばかりで出土品も特定の年代に集中するようなことはなかった。

以上の結果、計画通り施工しても支障ないものと判断された。

出土品の総数は三五〇点弱であり、そのうち約二五〇点、七割以上を埴輪が占める。その他には陶磁器、瓦の割合が多く、土師器・須恵器は少ない。埴輪は、第13トレンチを除く各トレンチから出土している。その出土量には多少があり、第7・10・11・14トレンチからの出土量が多い。細片となっているものが多く、また磨耗を受けているのも多々認められる。原位置を保つものは皆無である。形象埴輪が認められないことにも注意しておきたい。

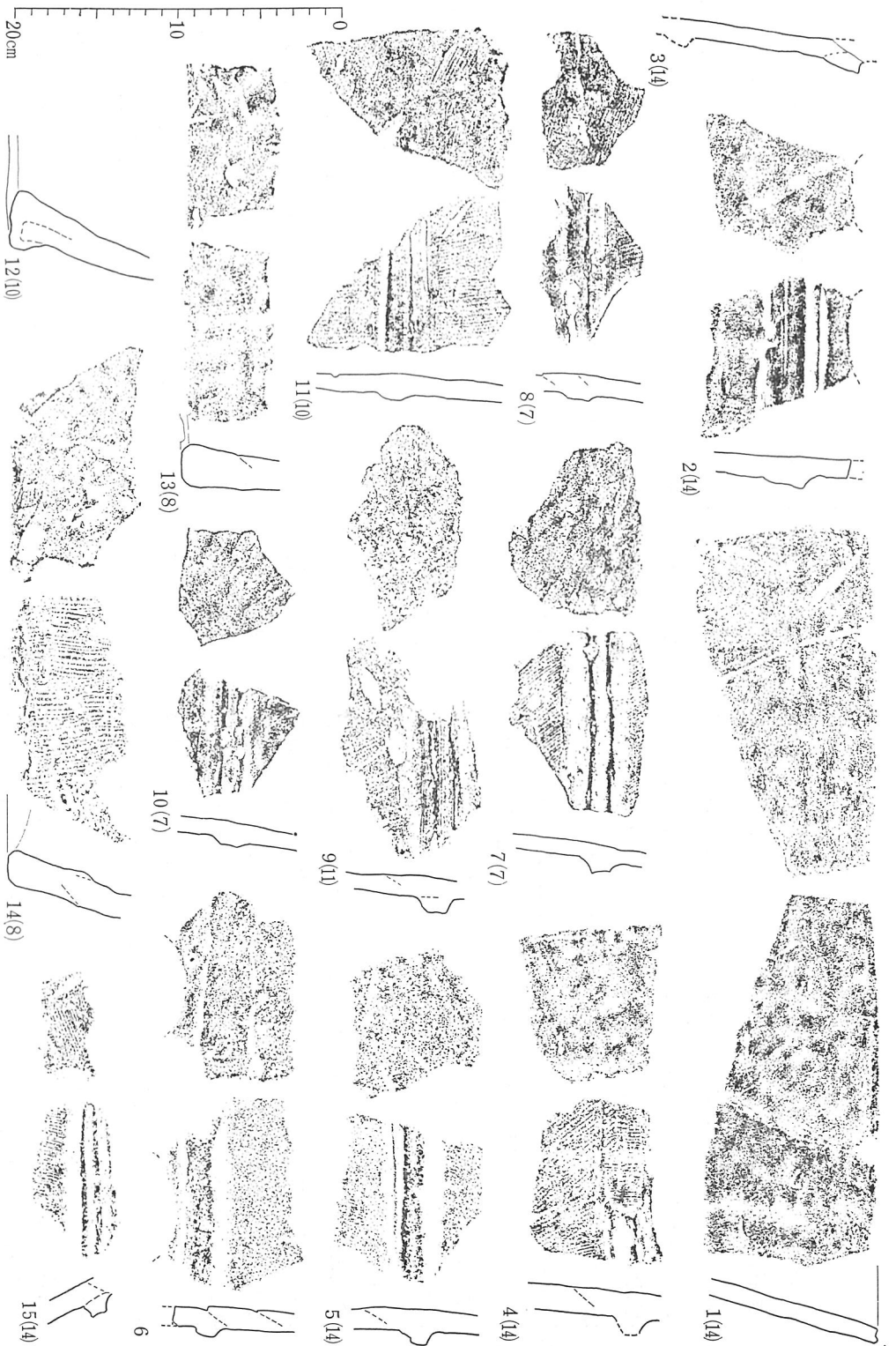
埴輪円筒(第6図1〜第7図27、図版三)

赤褐色もしくは橙褐色を呈す埴質の焼成のもの(1〜6・12・13・15)、青灰色、赤紫色を示す須恵質のもの(10・11)、および両者の中間的な焼成を示す硬質のもの(7〜9・14)がある。量的には、埴質のものが多く、次いで硬質、須恵質のものが占める。黒斑は認められない。胎土は白色の小砂粒を含むものが多いが、木目の細かい精選された土を使用したものもある。

口縁部(1)は一点のみ出土している。緩やかに外上方にのびる形態のものであり、端部をわずかに凹ませている。口縁端部付近は横撫でを

行っているが、他は斜め方向の撫でを基調としている。ただ、器面全体に数センチ単位のわずかな凹凸が認められることから、事前に押えを主とした成形・調整を行っていることが窺える。内面は磨耗しているところが多いが、撫でによる調整であろう。口径四二センチ前後のかなり大型の製品に還元される。

胴部外面は、基本的に右下がりの斜め刷毛目であるが、一部に右上がりの斜め刷毛目(5)、縦刷毛目(11)を施しているもの、斜め刷毛目の後、撫でを加えたもの(10)、さらには前述の口縁部と同様の調整をしているもの(2・3)がある。1〜3は木目の細かい胎土を使用しており、ひとつのまとまりを有するものとして、考えることができよう。4では突帯の剥離部分に、一次調整としての縦刷毛目が認められる。突帯接合のための沈線などは刻されていないようである。刷毛目は、幅一センチあたり四本ぐらいのもの(8)から一四本を数えるもの(4)まで粗密があるが、六本前後の比較的粗いものが多い。刷毛目の本数と形態や手法上の対応関係は明確にしない。内面の調整は斜め刷毛目によるもの(8・11)もあるが、基本的には撫でによって仕上げている。突帯は、一部に断面三角形に近い形状を示すもの(2・3)があるものの、そのほとんどが突出度のあまり高くない台形を示す。そのなかにあつて、9などは比較的突出度の高い例である。また、5では突帯の下辺に段差を伴っており、特色ある形態をなしている。巻き上げ、もしくは積み上げの単位は三〜四センチのものが確認され、なかには指状のもの



第6図 身狭桃花馬鞍上段の出土品① (1/4) ()内数字は出土トピノ番号を示す。
ただし、6は後行部西側採集品。

で、強く斜方向に押えつけた擬口縁を観察できるものもある。透孔は円形以外は認められない。胴部の径は、その位置関係によって異なるため、一概に比較はできないものの、目安として記すれば、二三センチ(9)～三四センチ(7)に復元される。破片のカーブから考えて、この範囲に含まれない資料も認められる。

底部は、外面を縦刷毛目で仕上げたもの(14)、さらに撫でを加えたもの(13)がある。13の下端部には、横刷毛目も認められる。内面は斜方向に強く撫でている。特に端部は、強い指押えを併用しつつ、形をととのえている。12では、断面に周囲を補強した痕跡がうかがわれるとともに、底面上八センチの高さに突帯の痕跡をとどめており、突帯がかなり低い位置にめぐっていたことが知られる。底面には、紐状の痕跡が観察される箇所が多い。底径は二三センチ(13)、三〇センチ(14)に復元される。

朝顔形埴輪(第6図15)

朝顔形埴輪と断じえるものは少ない。15はその肩の部分であろう。淡橙褐色を呈す薄手の埴質の製品である。縦方向に近い斜め刷毛目で仕上げている。内面にも斜め刷毛目が認められる。

以上、本陵外堤出土の埴輪は、色調・焼成・胎土という外見上の特色も、さらには調整手法上においても、極めて多様性のあることがうかがわれよう。すでに報告済の外堤出土品(本誌第29号参照)、および後述の墳丘部出土品と比べても、大きな差異はないようである。

弥生土器・土師器(第7図16～18)

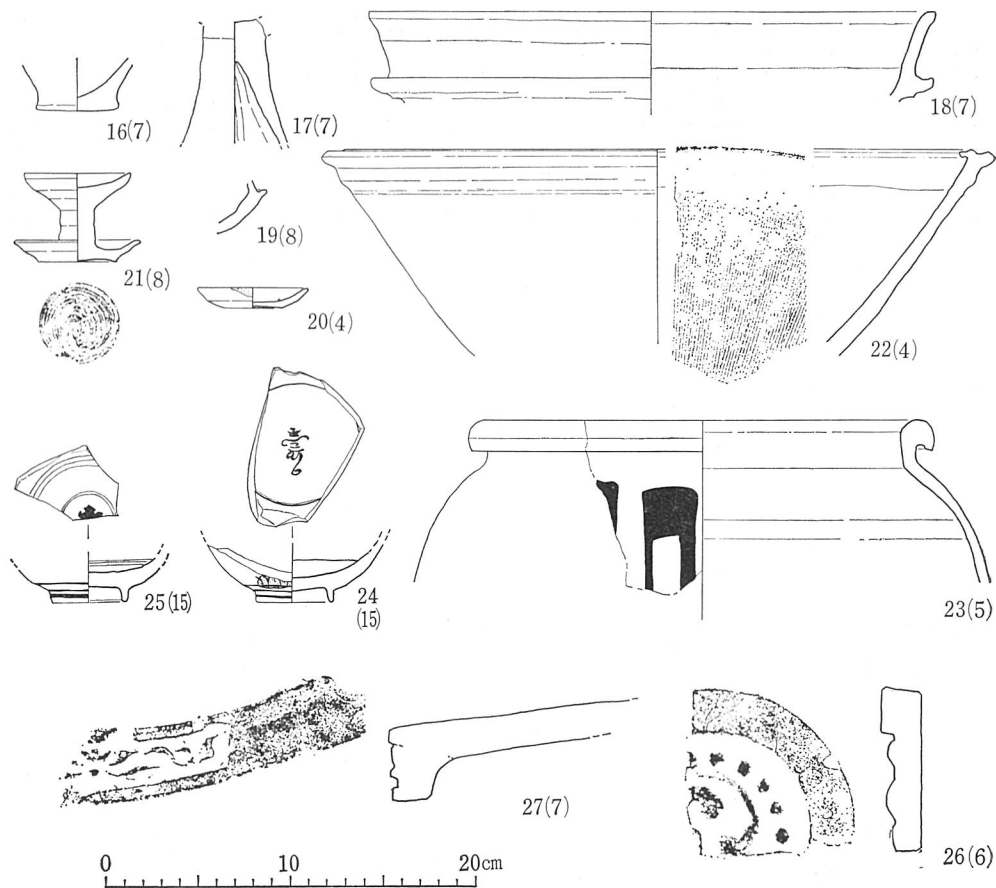
出土量は一〇点に満たない。16は甕の底部。一旦すぼまりながら底面付近で広がる平底の製品である。内外面とも磨耗が著しく、調整手法は不明。内面は淡黒灰色を呈す。弥生時代後期の製品であろう。17は高坏の脚部である。坏部との接合部分をよくとどめている。内面には絞り痕を認める。18は口径三〇センチに復元できる土師質の製品である。羽釜であろうか。緩やかにまっすぐ外反する口縁部と、先端部を丸くおさめた短い鏝部を有す。

須恵器(第7図19)

坏身、甕の小片など三点出土している。坏身(19)は、立上がり上半部を欠いており、その高さを明らかにしえない。正確な口径、最大径の復元は難しいものの、残存部のカーブから考えると、比較的大型の部類に属するようである。体部下半にはヘラケズリの痕をとどめている。体部に、先端の鋭利な道具で刻された二条の細く浅い沈線が認められる。暗灰色を呈するやや焼成の甘い製品である。

陶器(第7図20～23)

碗、皿、鉢、甕などが一五点ほど出土している。20・21は瀬戸・美濃系の灯明皿である。21では受皿を伴っている。底部には糸切り離し痕をとどめている。22は摺鉢で、特徴ある口縁を示す。炆器質の焼成で、内面には細かい卸目が刻されている。23は、鉄地に白濁釉を流し懸けた甕である。口縁部は大きく折り返しているが、頸部には接していない。



第7図 身狭桃花鳥坂上陵の出土品(2) (1/4)

瀬戸・美濃系の製品であろう。

磁器 (第7図 24・25)

碗や皿など二〇点余り出土している。そのほとんどは肥前産の染付である。図示しえたものは、いずれも碗である。24は見込みに「壽」を配した厚手の染付の製品。高台暈付の部分は無釉である。外面には草花文が描かれている。25は、見込み蛇ノ目釉ハギを行い、その内部にコンニャク印判の五弁花が認められる。

瓦 (第7図 26・27)

三〇点以上、出土している。付近に人家の多い第4トレンチからの出土量が多い。いずれも黒く燻した近世以降のものである。軒丸瓦(26)は、中心に巴文を置き、まわりに珠文を配したものである。径は約一六センチに復元できる。27は、形態上、軒平瓦・軒棧瓦の区別ができないものである。大振りの唐草文を瓦当面としている。
(土生田純之・福尾正彦)

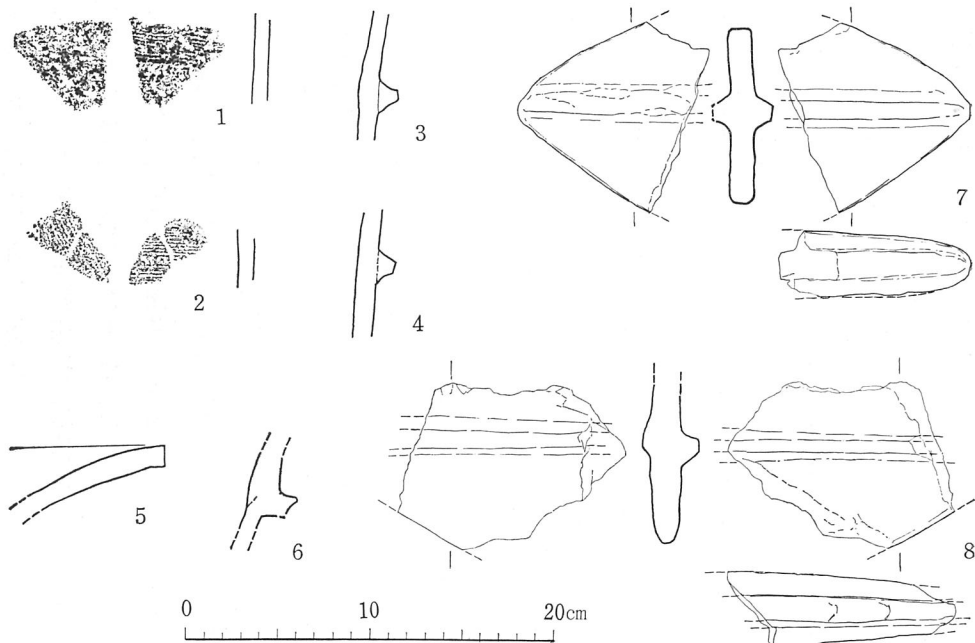
昭和四十五年度 身狭桃花鳥坂上陵整備工事に伴う事前調査

宣化天皇の身狭桃花鳥坂上陵は、一大群集墳である樞原市新沢千塚古墳群の一角にある全長一三八メートルの

前方後円墳で、クビレ部の両側に造出しを設け、周濠を繞らす。現在の外堤は、後世の厚い盛土によって築かれた部分のあることが確かめられている（本誌二九号）。本陵の南方約四〇〇メートルに、倭彦命の身狭桃花鳥坂墓がある。墓域を前方後円状に画し、その前方部分には「夜泣塚よなきづか」とよばれる細長い小丘があり、後円部分に我国最大の方墳がある。

その墳丘は、一辺約八五〇九五メートル、二段築成（西辺から南辺にかけて裾近くに三段築成を疑わせる緩斜面がある）で、テラスには、埴輪列を繞らす。埴輪円筒・朝顔形埴輪・形象埴輪の破片が九四片採集されており、その全てが埴質である。円筒は、器肉の薄手のものが大部分で、中に黒斑をもつものがある。大部分は表面が荒れて調整痕をとどめないが、第8図1・2の外面に横方向の刷毛目を認める。突帯は、低くなく、横に直線的に走るしっかりしたもの。胎土に、雲母・長石など細砂と赤褐色粒を多量に含む。同5は、朝顔形の口縁部。突帯の下段に横刷毛のある6は、朝顔形の花部の疑いがある。同7・8は、形象埴輪であるが、器種不明。

宣化天皇陵の墳丘裾と外堤内法裾は、経年の波浪による浸蝕が著しいので、両所に恒久的な護岸工事が計画され、工事に先立って発掘調査が行なわれた。調査は、中村一郎陵墓調査官（当時、以下同じ）・石田茂輔陵墓調査室長・戸原純一同室員が、昭和四十五年十一月十六日から十八日間、第1図に示す墳丘裾の位置にトレンチ一〇本を設けて発掘した。トレンチは、概ね巾二メートル、長さ一・五〜五メートル、ただ



第8図 身狭桃花鳥坂墓の採集品 (1/4)

し、第5トレンチは、巾二メートル・長さ七メートルとして周遑を横断し、第6トレンチには、巾一・五メートル・長さ三・七メートルの拡張区を設けた。調査の結果、第2〜6・8〜10トレンチからは葦石状の礫群が検出された。この礫群は人為的に礫石を配したと考えられるもので、地山と思われる地層の上に、径二〇〜三〇センチ程度の川原石を、三〇度前後の傾斜で葦いたものである。とくに、第2・5・6トレンチの礫群は、用材の礫を一部重複させるように置き、最下部の礫が直線的に並ぶ整ったもので、古墳の葦石の可能性が高い。しかし、これを築造当初の葦石と断定するには、なお考究すべき点も残されており、後世の護岸の施設の可能性もある。この整った礫群とは別に、各トレンチに、礫が散在して認められたが、これらは、もともと整った葦石の礫群であったものが、礫の多くが崩落して失なわれたものか、あるいは、墳丘上部から崩落してきた礫が現位置にとどまって遑の堆積とともに地中に埋もれたものであろう。

以上の調査結果に鑑み、墳丘裾の護岸工事は、浸蝕崖面近くに、地中浅く（ただし、第2トレンチ付近は現地表に捨てコンをした上に）梯子胴木を据え、この上に雑石を乱れ空積みにし、浸蝕部と裏込めに栗石と砂利を填める工法によって遺構を保存することとし、翌四十六年度の秋から冬期に施工した。なお、調査中、東京国立博物館の三木文雄考古課長、関西大学の末永雅雄教授・網干善教講師の指導・助言を受け、同大文学部諸君の協力を得た。

各トレンチの概況は、次のとおりである。

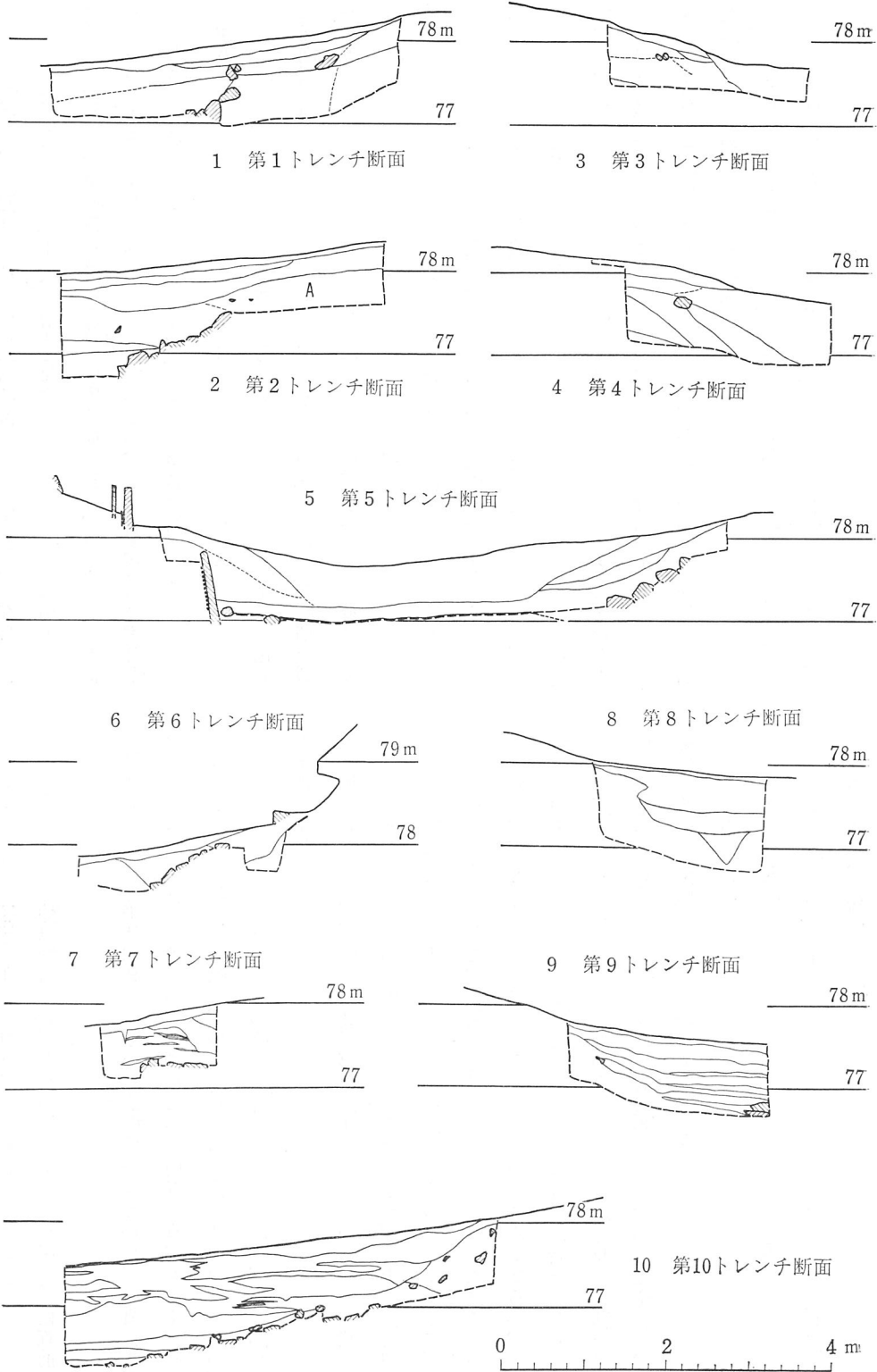
第1トレンチ（第9図1） 発掘床面まで堆積層で、その中に礫を少なからず含むが、礫は秩序をもったものではない。

第2トレンチ（図版四1、第9図2） 東側造出しの裾にトレンチを設けた。図のAを除いて発掘床面まで池沼堆積層で、このなかに腐蝕した有機物を多く含んだ層もあり、堆積層に覆われた葦石状の礫群がある。この礫群は、最も整ったもので、約三〇度の傾斜をもち、裾末端部は面が揃っている。原初の葦石である可能性が極めて高い。

第3トレンチ（第9図3） 発掘着手前の地表には礫が多数散布し、浸蝕された墳丘崖面にも礫が多数くわえこまれている場所にトレンチを設けた。比較的浅い部分から、礫が面をなして検出され、その傾斜は三〇度強を測る。この礫群の上と下とは土の質が外見上同じ粘土層で、墳丘から浸み出す水で柔らかく、実測後、礫群とともに崩落した。トレンチの遑側にはへドロが堆積しているが、その床面は掘削を受けているようにみえる。

第4トレンチ（第9図4） 第5トレンチとはほぼ同様の葦石状の礫群が、有機物を含む粘土層に覆われ、細砂層の上面に据えられおり、礫の配置はやゝ疎雑である。細砂層の下には、風化した花崗岩の岩盤が認められる。礫群は、精査する前に崩壊。

第5トレンチ（図版五1、第9図5） 現在周遑が最も狭まった部分に周遑を横断するトレンチを設けた。約三〇度の傾斜をもつ整った



第9図 身狭桃花鳥坂上陵昭和45年度トレンチ断面 (1/80)

葺石状の礫群が、砂混りの青灰色粘土層に覆われて出土した。礫群の裾末端部は礫が面を揃えて並び、直線をなす。埴の中は、青灰色粘土層の下に有機物を含む黒褐色の腐蝕土層が巾広く横たわり、原初の周埴堆積をうかがわせる。礫群は葺石らしいのであるが、この有機物層と礫群との層位関係は未確認で、この点で疑問を残す。礫群は調査中に崩落。

第6トレンチ（図版五2、第9図6） 非常によく整った葺石状の礫群が検出された。礫群の下は褐色（所々灰色）細砂層、この下に風化した花崗岩の岩盤がある。礫群の上は、多分堆積層と思われる灰色粘土層から灰色砂層に変わる地層とこの上に淡黄色の砂層が覆う。礫群は、他のトレンチのものと比較すると、法面が短く、裾末端のレベルが約〇・五メートル以上高い。これより下の部分が既に失われているのかも知れないが、末端の礫は曲線を描きながらも、一応面が揃えてあるようにみえ、本来の裾の形状を残していると考えられる。とくに、この位置が、後円部の真うしろに当り、丘尾を切断して周埴を設けた場所で、現状からも判断されるように埴底自体が高くなっていることを考えると、その可能性は十分にある。なお、葺石状の礫群の裾末端から約一メートル外側（埴側）に竹シガラ柵が出土し、その内側（墳丘側）にあたかも裏込めのような乱雑な礫群があった。

第7トレンチ（第6図7） 多少はらみ出し、散在する礫群が出土したが、葺石らしくない。礫群は、据えられた土とともに調査中に崩壊した。

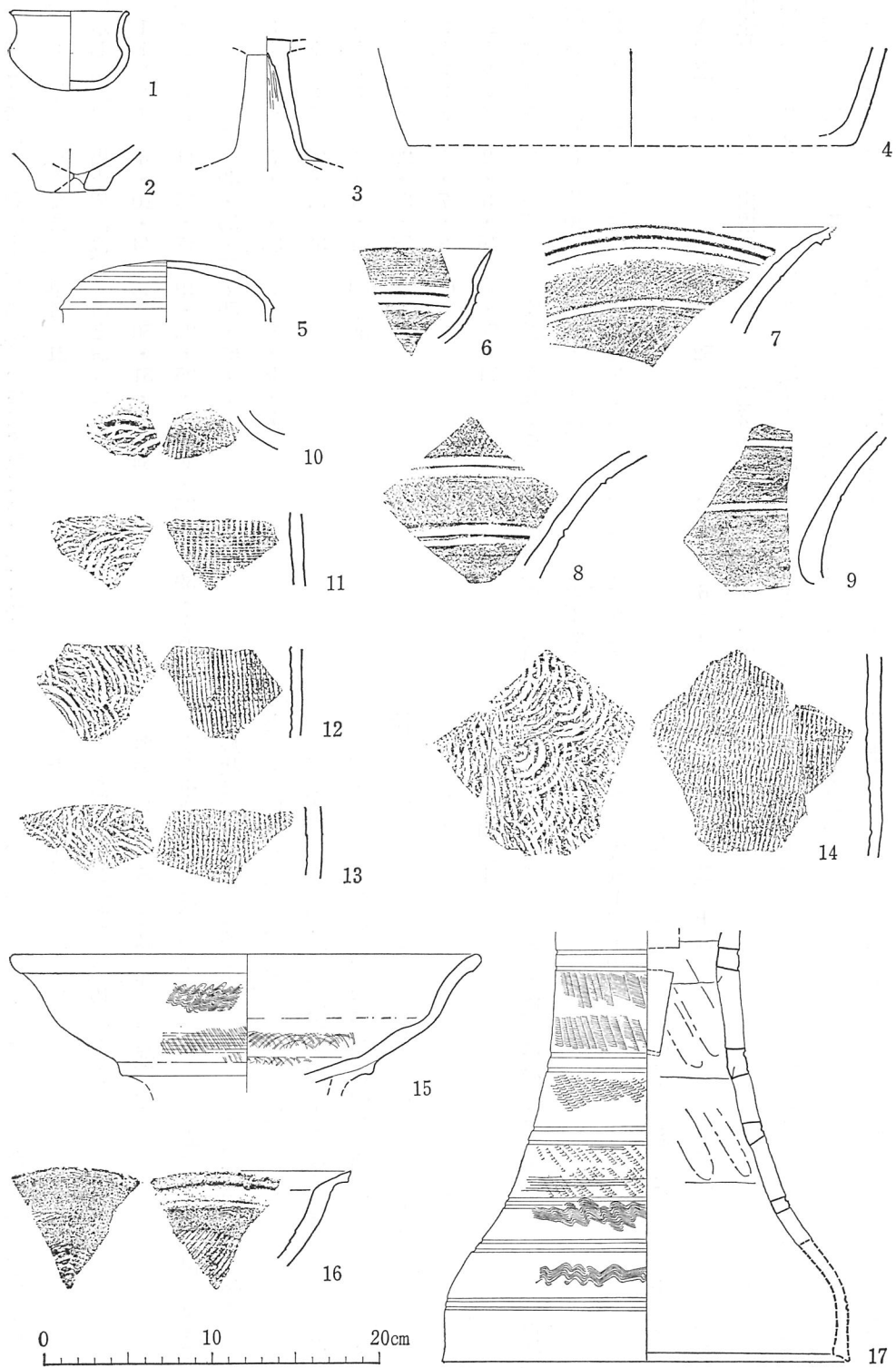
第8トレンチ（図版六1、第9図8） 比較的整った葺石状の礫群が、堆積土の下の粘質砂層の表層近くから検出されたが、精査前に崩落。

第9トレンチ（第9図9） 厚い池沼堆積層に覆われ、砂質粘土層の表層近くに据えられた礫群が検出されたが、精査する間もなく崩壊した。この堆積層は非常に明瞭で、砂層・粘土層が薄く積重なり、その下部には有機物を含む腐蝕土層がある。礫群は整ったもので、礫の間から壺形土器（第10図1）が出土した。

第10トレンチ（図版七1・2、第9図10） ここからも葺石状の礫群が、厚い堆積土層の下から出土した。礫群は、墳丘側の上半部と埴側の下半部とで様相が異なる。上半部の礫群は、黄色砂質粘土層中に面をなしているが、やや疎らで、傾斜も約二三度とやや緩やかである。下半部の礫群は、密で、部分的に二・三個が重なったところもあるが、雑な配置で、傾斜は上半部よりも更に緩やかな約一五度。両者とも余り葺石らしさを感じさせない。下半部礫群の上の土は、細かく見ると薄い砂層と粘土層とが交互に積重なり、礫群は有機物を含む腐蝕土で覆われ、年代を経た池沼堆積層であることを明瞭に示している。

次に出土遺物について記す。

この事前調査によって採集された遺物は、計四五七片である。その主体をなすのは、四一七片の埴輪で、ほかに須恵器二三片、土師器（弥生式土器）八片、瓦器一片などがある。



第10図 身狭桃花鳥坂上陵の昭和45年度出土品(1) (1/4)

なお、ここでは、昭和四十三年に墳丘裾で表面採集された一四片の遺物のうち一片をも加えてある(第11図21)。

図示した遺物の出土位置は、次のとおりである。

1 トレンチ	4・10・44・46・50・51・53・54
2 トレンチ	11・15・17・19・23・25・26・29・35・37・39・41・45・49・55・57・59・67・69
3 トレンチ	5・28・33・36・42・48・60
4 トレンチ	22・31・38
6 トレンチ	43・47・61・63・66
8 トレンチ	20・30・56
9 トレンチ	1・7・9・62
10 トレンチ	2・3・16・32・70・71

以上は、各トレンチの葺石状の礫群上面及びこの上の堆積土中から出土している。ただし、第10トレンチ出土の2は、葺石状の礫群の下から出土し、このほか、墳丘裾の地表面に散在したものは、次のとおりである。

A 地点	B 地点	C 地点
24	52	6・8

出土品の大部分は、山内にあったものが崩落したものであろう。造出しに設けた第2トレンチからは、多くの埴輪片のほか、須恵器片が少なからず出土して注目される。第3トレンチからは、同一個体と判断される破片が多数あって、このうち接合するものは48となる。なお、第5ト

レンチからは、出土品がなく、第7トレンチからは、図示できるような良好な資料に恵まれなかった。

土師器(弥生式土器)(第10図1~3)

器形の知られるものは、次の三点である。

壺形土器

1は、小型のミニチュアを思わせる完形品。全体に扁平な形状で、短い肩部に外反する口縁部がつき、端部は丸く終る。口縁部と肩部の区別が曖昧で、内外両面を横撫でし、底部も丸い。

甌形土器

2は、鉢状の腰底部で、平らな底部に斜の小孔を穿つ。

高坏形土器

3は、脚部で、筒部から屈曲して口縁部が広がる。口

縁部は、別の粘土紐(帯)が用いられたらしく、剥離している。筒部内面に絞目がみえる。

瓦器(第10図4)

甕形土器

4は、腰から底部にかけての小破片。器胎は灰白色、外面に煤が付着。

須恵器(図版八1、第10図5~14)

坏蓋

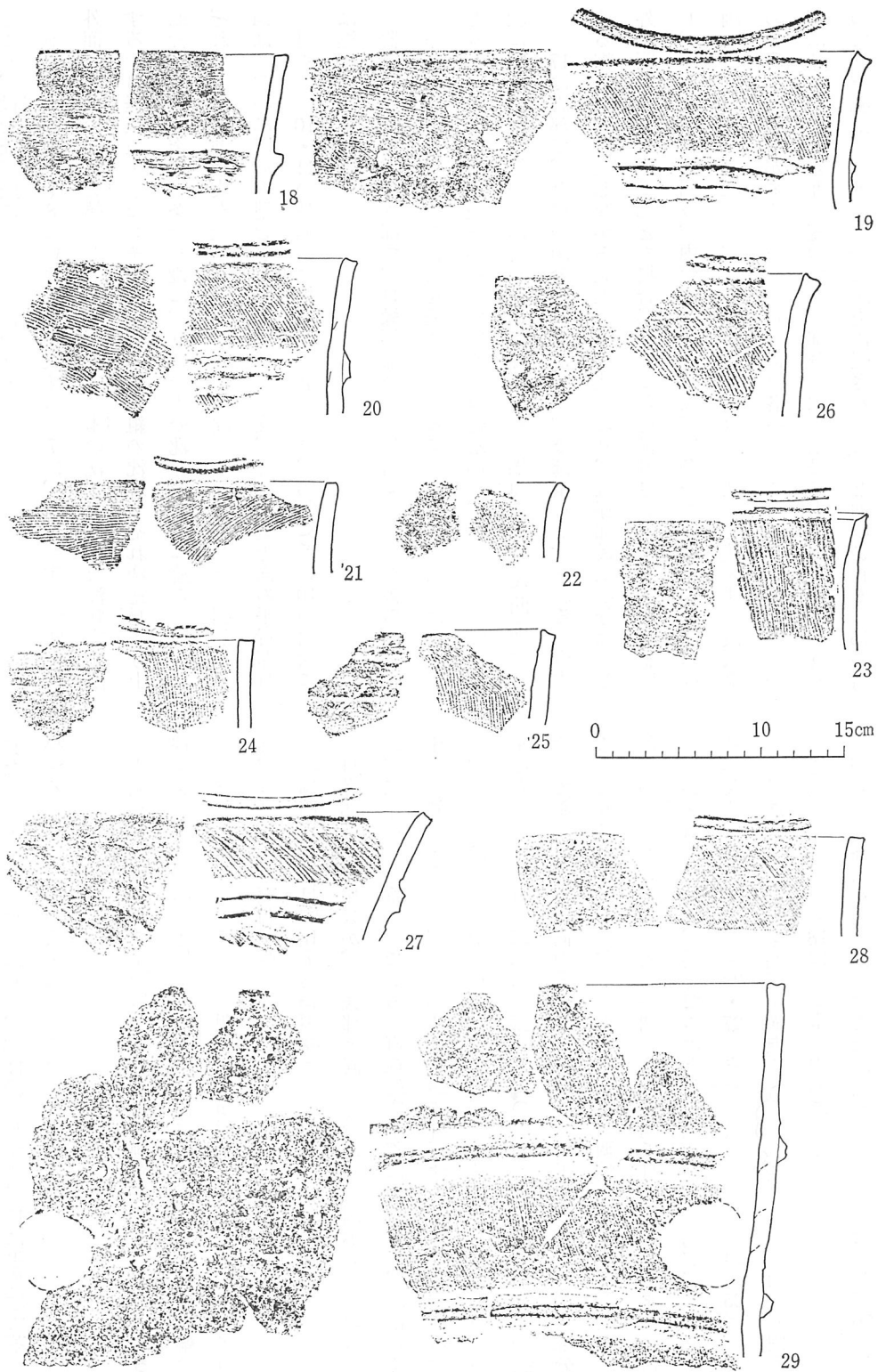
5は、口縁部がほぼ垂直に立つものと思われ、上面との境に

鋭い稜をもつ。稜の上は横に撫で、その上部に篋削りを施し、頂部は丸い。

高坏

6は、高坏の坏部もしくは碗と思われる破片。口縁部は、外

上方に直線的に開き、端部が鋭い。胴部は、口縁部と接して内面に弱い稜をもち、外面に断面三角形の突線が横走し、その下に櫛描き波状文を



第11図 身狭桃花鳥坂上陵の昭和45年度出土品(2) (1/4)

施こし、段を経て底に続く。口径一五・四センチ。

甕

口頸部7〜8はいずれも外反する。7は、端部が尖り気味で、外面に二条の突帯を繞らし、その下には一本の沈線を挟んで波状文を配する。口径三三・〇センチ。8は、二本一組の沈線―それゆえ見かけ上断面三角形の突線一条を二段に、9は一本の沈線を二段に繞らし、それぞれの上部に波状文を配する。9は、7と同一個体らしい。胴部10〜14は、内面に円形内型を当てた所謂青海波文、外面に縦方向の平行叩目が見える。10・11の外面には掻目が顕著であり、頸部に近い10の内面には撫でがみられる。

器台

15・16は受部で、口縁端部の下の外面に波状文を繞らし、その下に斜めの平行叩目と掻目を施こし、これに対応する内面には撫で消しきれなかった青海波文が残っている。口縁端部は、15が肥厚して突帯状になり、丸く終るのに対し、16は外に折れ、端面は垂直な凹面をなす。17は脚部で、全周の四分の一もないが、ほぼ全形が知られる。直立する裾部から内反しながら立上って筒状になり、残存部最上部分は少し外に開き気味で、受部との接合が近いことを推測させる。裾端部は肥厚し、端面は中央が凹み、内傾する。外面は、二条一組の沈線で七段に区画し、下から一段は無文、二〜六段に櫛描きの波状文を繞らす。波状文の表現には差異がある。三段から上には各段ごとに方孔が穿たれ、縦一列に並ぶ。これと九〇度回転した部分の六・七段にも方孔が認められるので、方孔は、縦列となって四方に配されるものと推測される。15が精

良な胎土・堅緻な焼成に対し、16は締りがなく、17は生焼けで茶褐色を呈する。16は口径一八・六センチ。

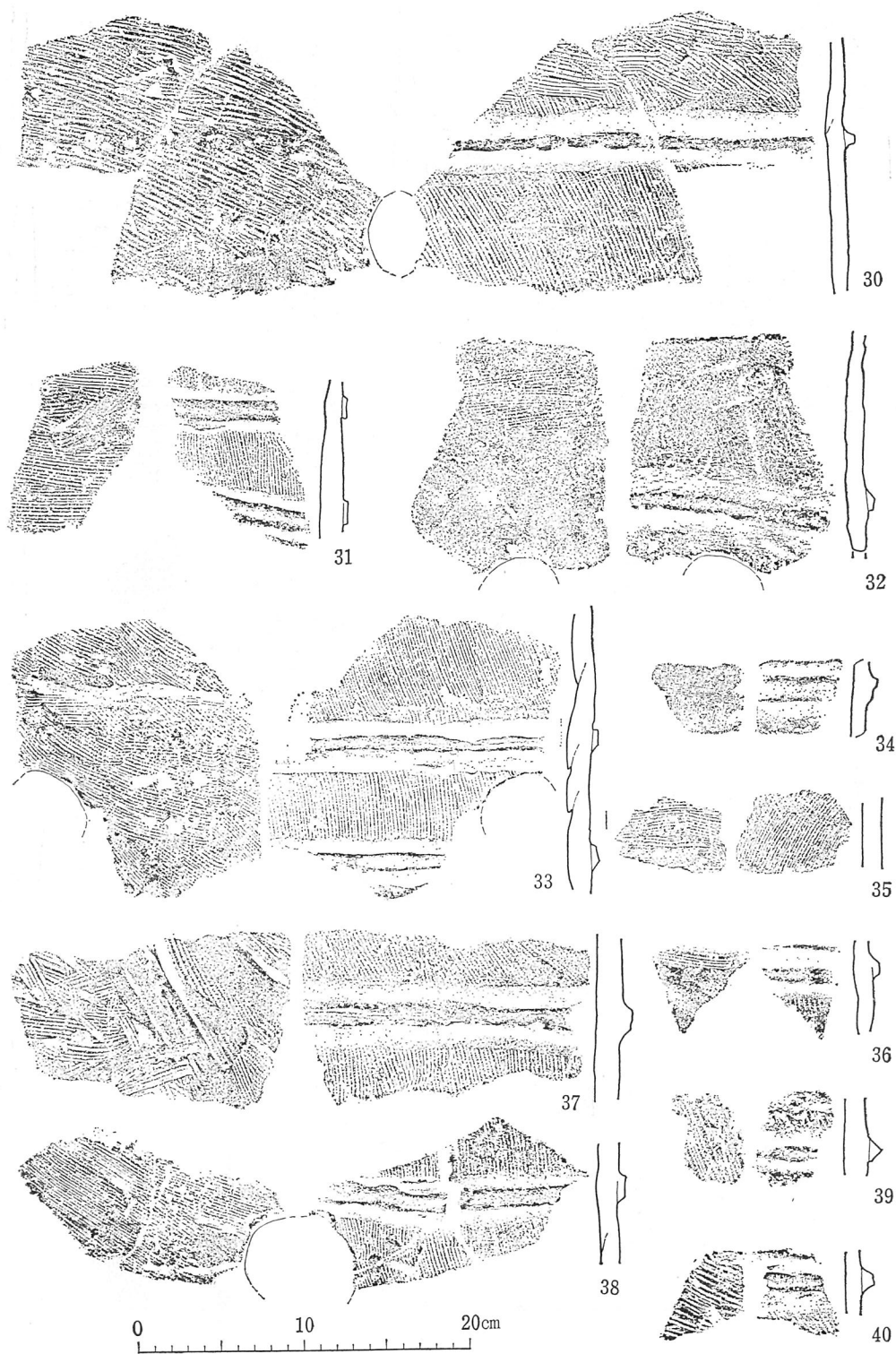
埴輪

表面が風化剥離して土師器とも埴輪とも判断しにくいものもあるが、採集されたなかに形象埴輪是一片も見出されず、本来、形象埴輪は、ほとんどなかったであろう。明確に朝顔形埴輪とわかる六片をのぞくと、残りは全て埴輪円筒片である。

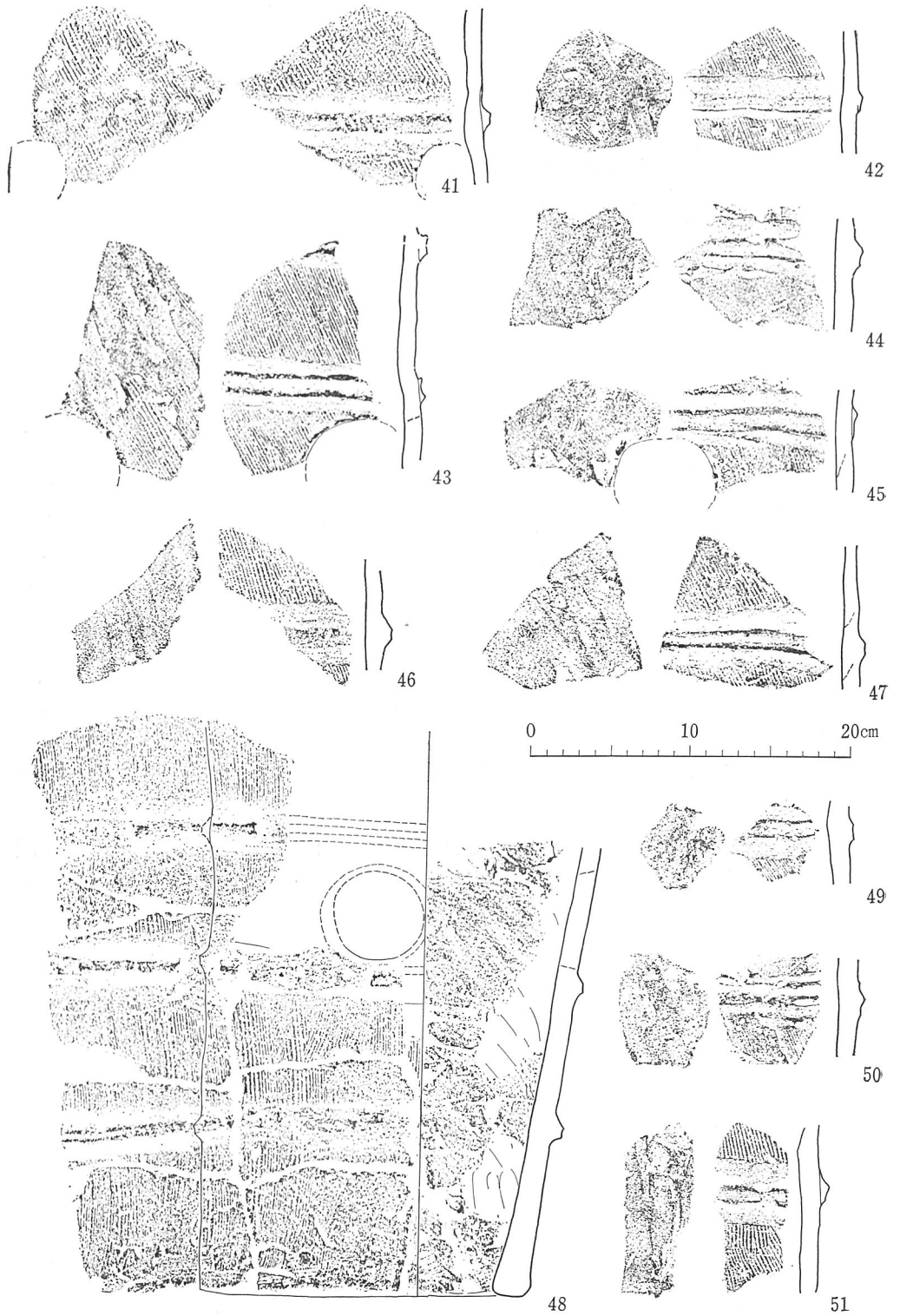
埴輪円筒(第11図18〜第15図68)

口縁部 破片数が、基底部と同じく少なく、図示したもののはかには、二片を数えるだけである。直線的に端部に至るもの、端部近くでわずかに外反するもの、全体がゆるやかに外反するものがある。端部は、横撫でによって中央が窪む平面に終り、外傾するものが多いが、水平のもの(18・21・24)、内傾するもの(23)もある。外面の調整は、すべて斜または縦方向の刷毛目いわゆる縦刷毛で、右下りが大部分である。まれに21のような左下りもある。外面調整におけるこの傾向は、胴部についてもいえる。内面の調整は、斜刷毛目(19・20)または横刷毛目(18・21)のもの、斜撫でつけと斜刷毛のもの(22)、刷毛による調整がなく、斜撫でつけ(23・27)または横撫でつけ(24・25)のまゝのものがあり、いずれも端部を横撫でする。横撫では、外面より内面に巾広く施こされ、特に18は、突帯部内面にまで達する。

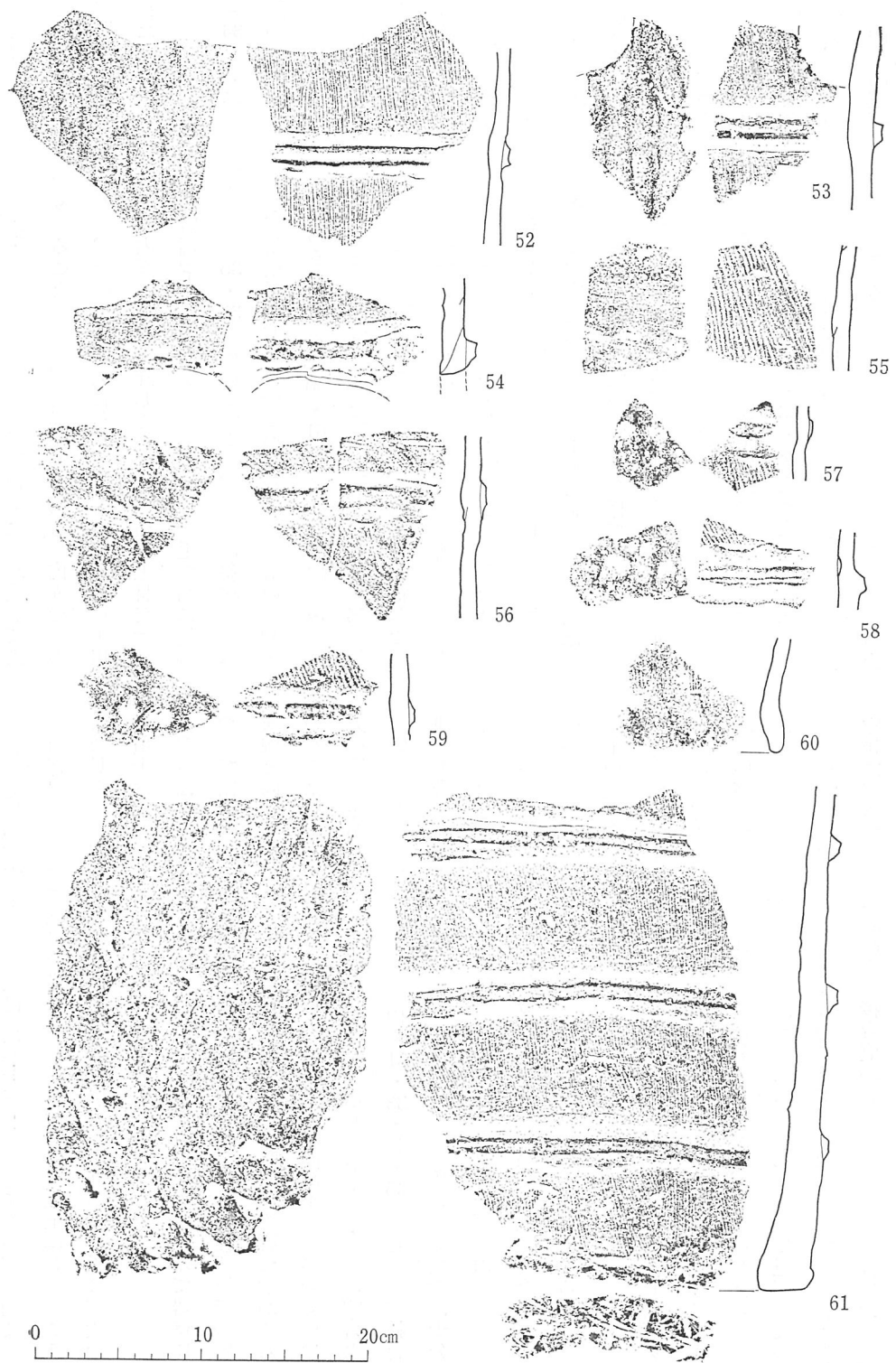
胴部 外面の調整は、斜または縦刷毛である。ただし、30のみは、



第12図 身狭桃花鳥坂上陵の昭和45年度出土品(3) (1/4)



第13図 身狭桃花鳥坂上陵の昭和45年度出土品(4) (1/4)



第14図 身狭桃花鳥坂上陵の昭和45年度出土品(5) (1/4)

斜刷毛目の上に横刷毛目を加えたものであるが、横刷毛は、断続的であると同時に斜に方向を変えることがあり、特異な例である。内面の調整は、撫でつけのまゝのもの、その上に刷毛目を加えたもの、両者が併用されたものの三者がある。内面の調整を詳しくいうと、横刷毛目だけのもの(31)、横刷毛の後に斜刷毛を施すもの(33)、横刷毛の前に縦刷毛(34)または斜撫でつけ(35・36)を施すもの、全面に斜刷毛のみを認めるもの(38~41)、斜刷毛の前に斜撫でつけを認めるもの(42~45)、斜撫でつけのみを認めるもの(46~50・61)、縦撫でつけのみを認めるもの(51~53)、横撫でまたは撫でつけを施すもの(54・55)等がある。破片の過半は、斜撫でつけのみのもので、斜刷毛及び斜撫でつけ後に斜刷毛を施すものが次ぐ。これは破片のうえでの所見ではあるから、個体数をもって論じられないが、29・48・61などの大型の破片あるいは接合資料においても斜撫でつけのみが認められ、口縁部も撫でが少なくない点、いかえれば、内面における刷毛目調整が少ない点は、注目されてよいであろう。また、胴部内面の調整が多様であることも一つの特長といえるかも知れない。なお、外面に突帯が繞る部分の内面には、指オサエの痕跡の明瞭なもの(57~59)がある。

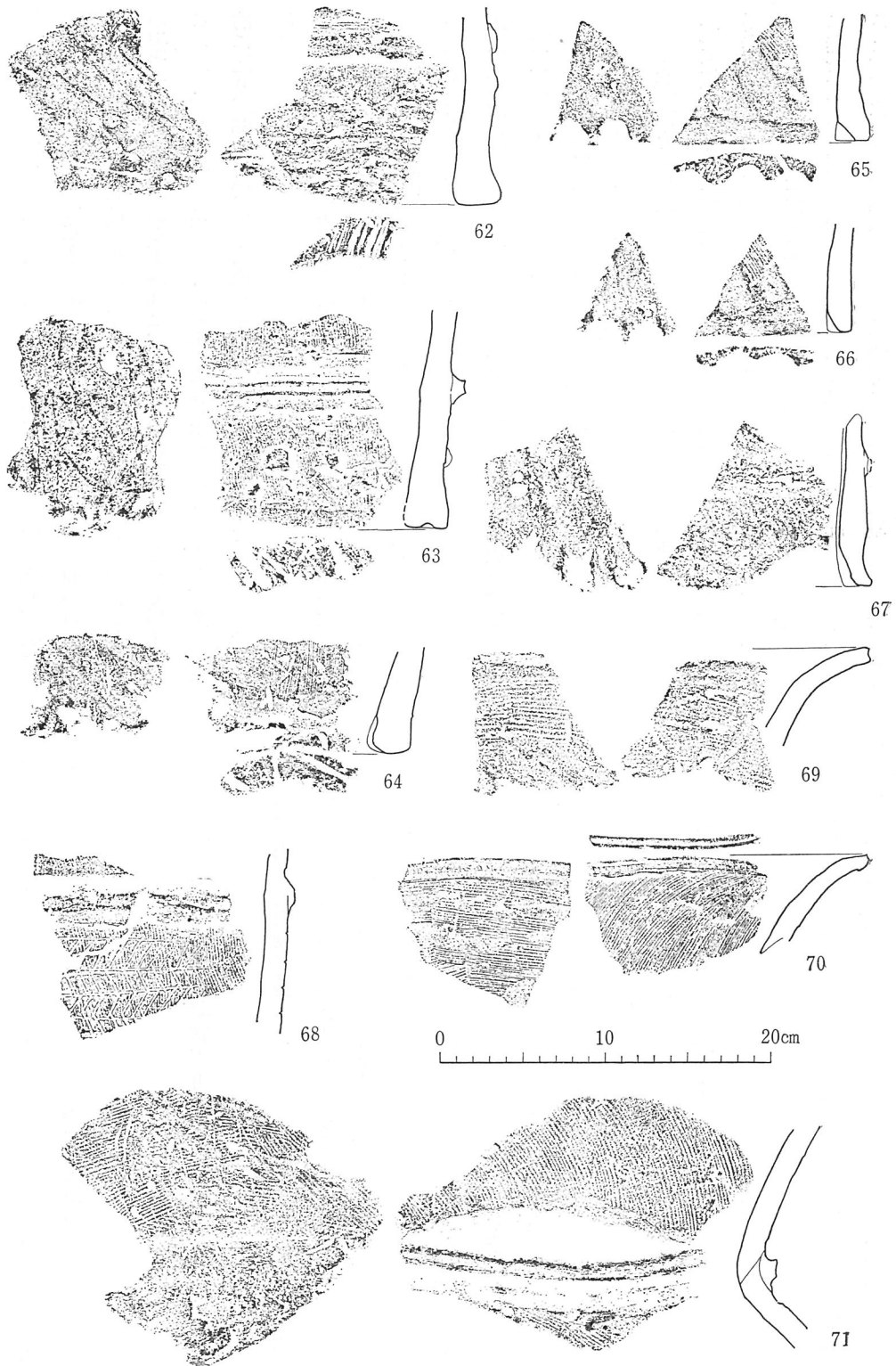
胴部の成形は、いうまでもなく、粘土紐を積上げながら指でおさえて下の粘土と接合したものである(29・30・33・38・45・47・54~56)。成形は、よくいわれるように段階を区切って行なわれたことは、61の内外面の調整痕がよく示している。すなわち、外面に施す二回目の刷

毛目の発端が、突帯一段と二段の間にはぼ一直線に並び、内面でもこれに対応するように二回目の横撫での発端がほぼ直線上に並ぶ。こうした目で見直すと、33もこの成形の段階を示し、内面の横刷毛は、次の段階に積上げる粘土紐の接合の馴染みをよくする工夫であろう。

突帯は、刷毛目調整の後の胴部に、粘土紐を指ではさんで器壁に押しつけて貼付け、その粘土紐の上下の側面と頂部を横に強く撫でつける。通例と同じ手法であるが、全体に小ぶりで、断面が等脚台形かこれに近いものは、余り突出せず、巾も少し狭く、断面が不正台形のもの、一方の脚が短かく、三角形に近い台形を示し(34・39・42・50・51)、また低平なものが少なくない(19・31・33・43・45)。走行は、蛇行し、他の突帯・底部や口縁端面と平行しないことが多い。横撫では十分でなく、指おさえの痕跡を残し、上下側面に粘土紐の一部が甲張り状に存し、接合面に空隙が認められる破片が多い。突帯の数は、全形の窺える資料がないので不明であるが、48・61に三条繞らされているから、これ以上の数であったろう。

透孔は、突帯の横撫での後、篋状の工具で穿たれ、切削した面を指で押えるか撫でる(38・43)。円形を呈するが、不整形が多く、とくに54はいびつである。透孔の位置と数については、全形の窺える資料がないので、不明であるが、口縁部と基底部に穿たれた例は見当らない。

いわゆる基部として明確なものは見出されない。61では、粘土紐を螺旋状に三段積上げた急傾斜の接合痕が認められる。基底部には、内面・



第15図 身狭桃花鳥坂上陵の昭和45年度出土品(8) (1/4)

外面に引きのぼした粘土板を貼付けた痕跡が窺えるものがあり、62は、焼成前（たぶん自重で基底部が縮んだ折）に外表面が接合面から剝離している。器面の調整は、外面が斜または縦方向の刷毛目、内面が斜方向の撫である。基底部の下端部は、製作の過程で自重のため変形するところから、48・61では、内外に張出した粘土を指ではさんだ痕跡が部分的に遺り、65～67では、内面を指で強くおさえ、外面を横撫でつけている。

灰褐色・黄褐色・赤褐色または茶褐色の埴質のものが全体の七割を占め、赤褐色ないし茶褐色の硬質のもの二割弱、須恵質のものが一割強を数える。破片全体が一樣に埴質あるいは硬質のものが多く、一片の中間が質の異なる焼成を示すものも少なくない。たとえば、硬質の部分と須恵質の部分とが混在したり、器肉の芯の部分は灰色の須恵質であるが内外面は褐色系の硬質のものなどである。

68は、埴輪円筒片に、先の鋭った工具で綾杉文を刻む。

朝顔形埴輪（第16図69～71）

朝顔形埴輪と確認できるものは、わずかに口頸部八片で、全形は明らかでない。69・70は、大きく外反する口縁部で、外面は斜刷毛、内面は斜撫でつけの上に横刷毛を施し、端部を横撫でする。71は、肩から頸部の破片で、外面は斜刷毛の後、頸根部に突帯を繞らし、内面は、肩部に撫で、頸部に一部乱れた斜刷毛を施す。これらの断面の曲率からすると、肩は余り張らず、口縁部と頸部との境は、突帯が繞るのであろう

が、曲率を極端に変えるものではなさそうである。円筒と同じく、埴質が多いが、70一片のみは、硬質ないし須恵質である。

（笠野 毅）

山辺道上陵鳥居改修工事箇所調査

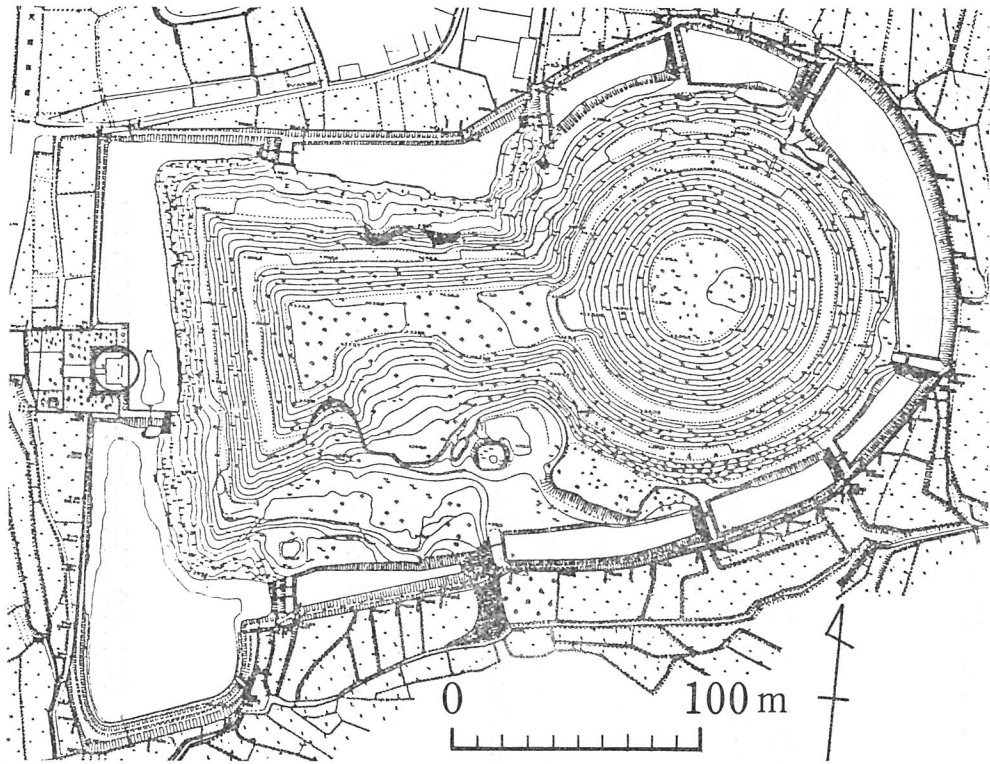
景行天皇山辺道上陵の鳥居老朽による建替え工事に伴い、昭和六十三年十一月二十二日から平成元年三月一日まで立会調査を実施した。

掘削は在来鳥居の基礎と同一箇所（第16図）を各々一・五メートル四方で、一・六メートルの深さまで行った。基礎内の土相は現地表下〇・六メートルまでが黄褐色の砂質粘土層、それ以下が青灰色粘土層であった。掘削が進むに従い現地表下約一五センチから在来鳥居の胴木、五〇センチから旧鳥居の胴木があらわれ、さらに掘削床面から在来及び旧鳥居の礎石が検出された。これらのことから、基礎内の二層は在来鳥居建込みの際の基礎埋め戻し土とみられ、工事に支障はないので、予定どおり施工した。なお、北側基礎の上げ土中より土師器片一、土師質土器片一、陶器片一を採集したので、次に述べる。

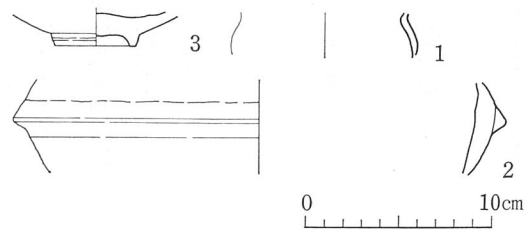
（池谷浩行・北田和夫）

土師器（第17図1）

埴と思われる。胴部の膨らみは弱く、頸部もあまり大きく開かない様である。全体に風化がひどく、調整痕は全く残っていない。



第16図 山辺道上陵調査箇所位置(円内)(1/3000)



第17図 山辺道上陵の出土品(1/4)

である。高台内には削り出し成形の痕が残る。内外面とも乳白色の釉がかけられており、内面では蛇の目状を呈する。この蛇の目の無釉部分には重ね焼きの痕が残る。素地は赤灰色を呈する。

(佐藤利秀)

唐津焼の鉢か向付。低い高台部から大きく開きながら胴部へ移行するよう

陶器(第17図3)

土師質土器(第17図2)
 焙烙と思われる。胴部は内傾しながら立ち上がる。外側に粘土を貼り付け、低い突帯を有する。底部はやや深めだったらしく、少々急な傾斜で丸味を有しながら下へ移行する。突帯の下部と内面の一部に横撫で痕が確認できる以外は風化のため調整痕は残っていない。